

施策 5 権利擁護が必要な方への支援体制を整備する  
取組項目 2 法人後見や市民後見人等の活用を推進する

---

[ 事業番号 53 ]

### 社協等による法人後見の実施

---

#### 1 事業内容

後見人候補者の選択肢を増やし、適切な後見人が選任されるようにするため、練馬区社会福祉協議会において、新たに法人後見を実施する。

また、「ほっとサポートねりま」が、成年後見制度の利用促進を目的に活動している区内NPO法人（特定非営利活動法人）等と定期的に情報共有や意見交換を行い、法人後見の実施を視野に入れて、当該法人の活動を支援する。

#### 2 目標（令和6年度末）

- ・社協による法人後見 令和2年度開始

#### 3 令和2年度の取組（見込み）

- ・社協による法人後見の実施体制を整備し、年度末までに1～2件について、社協を後見人候補者として家庭裁判所に申立てを行う方向で検討、調整を進めている。

- ・社協と区内で活動するNPO法人2団体との連携会議を開催し、各団体の取組や課題を共有し情報交換を行った。（年1回）

また、上記2団体と協働して、弁護士による区民向け講演会を実施し、成年後見制度の利用促進に努めた。